

## 2020年度 延長生学費の取扱いについて

延長生※の学費は、前学期終了時点での修了に必要な単位の不足単位数および修士論文の審査状況をもとに算出され、学費額が決定します。

※修士課程在学年数が2年を超える学生をいいます。なお、休学した期間や留学期間(一部を除く)は在学年数に含みません。

## ■延長生学費算出方法

## 【2017年度以降入学者】

不足単位数・修士論文	授業料	実験演習料 学生健康増進互助会費
修士論文以外の修了に必要な単位を取得している	当該年度2年生の 所定額の50%	当該年度2年生の 所定額
修士論文の審査に合格しているが、その他の修了に必要な単位を取得していない		
修士論文の審査に合格しておらず、修了に必要な単位を取得していない	当該年度2年生の 所定額	

## 当該年度2年生 所定額

学期	費目	金額
春学期	授業料	412,000
	実験演習料	コースにより異なる
秋学期	学生健康増進互助会費	1,500
	計	413,500 (+実験演習料)

## 【2016年度以前入学者】

不足単位数・修士論文	授業料	教育環境整備費	実験演習料 学生健康増進互助会費
修士論文以外の修了に必要な単位を取得している	2016年度入学者の 所定額の50%	2016年度入学者の 所定額の50%	当該年度2年生の 所定額
修士論文の審査に合格しているが、その他の修了に必要な単位を取得していない			
修士論文の審査に合格しておらず、残り必要単位数が1単位以上14単位以下	2016年度入学者の 所定額の70%		
修士論文の審査に合格しておらず、残り必要単位数が15単位以上	2016年度入学者の 所定額		

## 2016年度入学者 所定額

学期	費目	金額
春学期	授業料	278,500
	教育環境整備費	60,000
秋学期	実験演習料	コースにより異なる
	学生健康増進互助会費	1,500
	計	340,000 (+実験演習料)

- ・ 延長生で早稲田大学に学費を支払う形態の留学(交換留学など)をする場合は、不足単位数に関わらず授業料は所定額となります。

**【2017 年度以降入学者のみ】**

在学中に1学期相当期間以上留学し、延長生になった場合の授業料は、不足単位数が14単位以下である場合に限り、所定額の50%となります。ただし、この基準の適用は1年間(2学期分)を上限とします。なお、ここでのいう留学は、短期プログラムや休学は対象としません。

**■実験演習料(2年生所定額)**

コース・金額(各学期)			
東洋哲学	1,500	美術史学	1,500
心理学	15,000	東洋史学	1,000
社会学	2,000	考古学	30,000
日本語日本文学	1,000	文化人類学	5,000
フランス語フランス文学	1,500	現代文芸	1,500
演劇映像学	2,000	その他のコース	0

**■学費等口座振替日**

延長生は以下のとおりとなります(5月、10月の口座振替はありません)。

春学期分 : 7月1日 (口座振替通知書発送 : 6月下旬)

秋学期分 : 12月1日 (口座振替通知書発送 : 11月下旬)

※口座振替日が土日祝日の場合は翌営業日になります。

以上